

一定の病気等に係る安全運転相談及び臨時適性検査等に関する事務処理要領の改正
について（概要）

（令和4年5月19日 鹿免管第594号ほか）

本通達は、一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項についてを定めたものである。

本通達の主な内容は

- 趣旨
- 一定の病気等に係る対応要領
- 運用上の留意事項

等である。